

第22回入善町農業委員会議事録

平成25年5月2日午後1時30分から第22回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 12名

1番 綿利秋	4番 長田昭	5番 小澤吉孝	6番 福澤満夫
7番 寺崎敏明	8番 鍋嶋太郎	9番 眞岩確成	12番 酒井良博
13番 松原二美榮	14番 高見敏明	17番 福島信子	18番 若島せつ子

欠席委員 6名

2番 中島茂樹	3番 泉征幸	10番 舟見友憲	11番 窪野俊和
15番 佐藤一仁	16番 米山義隆		

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	竹島秀浩
入善町農業委員会	主幹	横山国昭
入善町農業委員会	主任	上田安彦
入善町農業委員会	主任	田中優子
入善町農業委員会	主事	上田敬章

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第80号 農地法第3条の規定による許可申請について
日程第4	議案第81号 農用地利用集積計画の決定について
日程第5	議案第82号 入善町農業委員会の平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について

議長（鍋嶋 太郎）

皆さん、お疲れ様です。農作業が忙しい時期にもかかわらずご参加いただき、ありがとうございます。さて、昨今の農業事情についてですが、TPPの関係で、県の農業公社が中間的受け皿となっており、県段階で、中間的保全的役割を強化した組織を作り、民間企業も含めた担い手に、より一層農地を集積し、面積を拡大する農業改革を進めていく案が出ています。

中間的受け皿組織は、必要に応じて集積した農地の基盤整備を行うということで、これまで土地改良事業は、5%受益者負担でしたが、国が全額負担して行うという計画です。ただ、換地の問題でもめないよう配慮していかなければならないですね。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは第22回入善町農業委員会を始めたいと思います。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第5終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。12番酒井委員と13番松原委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員 「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第3、議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請について。次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番と2番は、同じ譲受人による申請なので、同時に説明させていただきます。

申請番号1番、農地の所在地は、青木〇〇で、計1筆。現況地目、公簿地目ともに田、面積は415㎡です。

譲渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんです。

申請番号2番、農地の所在地は、青木〇〇で、計1筆。現況地目、公簿地目ともに田、面積は981㎡です。

譲渡人は、入善町青木〇〇番地の〇〇さんで、譲受人は、同じく〇〇さんです。

今回の申請に係る2筆は、同じ仲間田の一部です。この2筆以外の部分は、もともと譲受人が耕作しており、権利関係を整理するために今回の申請となりました。

続いて申請番号1番及び2番の3条許可要件の確認です。農地法第3条に規定される許可要件は7つです。

農地法第3条第2項第1号については、今回譲り受ける田は、譲受人の自宅から約1kmで、通作に支障はないと見込まれること、耕作者本人が60年の農作業従事経験があることからみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第2号については、原則として農業生産法人以外の法人は農地の権利を取得できないというものですが、当該申請における譲受人は法人ではないため、適用はありません。

農地法第3条第2項第3号についても、信託の引受による農地の取得は認めないというものですが、当該申請は信託の引受ではないため、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第4号について、農作業に常時従事している者が、8カ月にわたり、農作業に従事していることから、農地の耕作者本人が、農作業を行う必要のある日数について農作業に従事すると

認められるため、要件を満たすと考えられます。

農地法第3条第2項第5号について、当該申請による農地取得後の経営面積が50 a に達することという、いわゆる5反歩要件ですが、譲受人の当該農地取得後の経営面積は10,081㎡であるため、要件を満たすと考えます。

農地法第3条第2項第6号については、農地利用集積円滑化団体による農地利用集積事業等でなければ、原則転貸を認めないというものですが、当該申請に係る農地は譲渡人が所有する農地であるため転貸には当たらず、問題ないと考えます。

農地法第3条第2項第7号について、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に影響を及ぼす支障は生じないと認められることから、要件を満たすと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

農業委員による意見書の確認印は、泉委員にいただいております。

以上2件です。よろしく申し上げます。

事務局

今回の2件の案件について確認を行った泉委員は、本日欠席していますが、報告書が書面で提出されていますので、読み上げます。

申請番号1番、2番について現地確認等を行いました。申請地は、以前から譲受人が耕作を行っていた仲間田の一部であり、権利移転後も引き続き農地として適正に利用されると認められることから、問題ないと考えます。以上です。

議長（鍋嶋 太郎）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

松原委員

通作に支障がない距離とはどのくらいでしょうか。

議長（鍋嶋 太郎）

土地の売買の場合は、30kmだったかと思いますが。

事務局

距離については、平成21年の農地法改正以前は、はっきりした取り扱いが定められていたようですが、農地法改正後は、「住所地から取得しようとする農地等までの距離で画一的に判断することは、今日では、著しく交通が発達したこと等を踏まえ、適当ではない」と示されており、つまり、農作業に支障のない適正な範囲で、ということで具体的な定めはないようです。

松原委員

参考までに、農地法改正前は、どんな基準だったのでしょうか。

事務局

申請地の周辺における経営面積によって異なっておりまして、原則は4 km以内、経営面積が10 a 以上の場合は4～8 km、30 a 以上の場合は8～20km、そして、特別な事情がない限り20km以上は認められない、となっていました。

議長（鍋嶋 太郎）

他に意見はございませんか。

では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第80号、農地法第3条の規定による許可申請についてを、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第4、議案第81号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第81号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、その決定を求めます。平成25年5月2日提出、入善町農業委員会会長、鍋嶋太郎。今回は2件の申請です。

申請番号1番。墓ノ木〇〇、地目は田、計1筆で面積2,015㎡、貸付人は入善町墓ノ木〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町浦山新〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり12,100円で期間は2年です。

申請番号2番。栲山〇〇、栲山〇〇、地目はすべて田、計2筆で合計面積3,308㎡、公益財団法人入善町農業公社を通して、貸付人は入善町栲山〇〇番地の〇〇さん、借受人は入善町栲山〇〇番地の〇〇さん、借賃は10aあたり14,300円で期間は10年です。

以上、新規2件です。

次に許可要件の確認ですが、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号については、これらの農用地利用集積計画は全て、入善町が定めた農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に適合していると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号については、利用権の設定等を受ける者は全て、農用地のすべてを効率的に利用して耕作し、かつ、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、該当すると考えます。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第3号については、利用権の設定等を受ける者は全て、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められるため、適用はありません。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項第4号については、全ての案件において、利用権の設定等を受ける土地について、利用権の設定等を受ける者及び所有権等の権利を有する者すべての同意が得られているため、該当すると考えます。

よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件のすべてを満たしていると考えます。

なお、今回の申請は、「人・農地プラン」の農地集積協力金の該当にはなりません。よろしく申し上げます。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。

(質問・意見なし)

議長（鍋嶋 太郎）

何かご意見等はございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第 81 号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することに、ご異議ございませんか。

(全員「異議なし」の発言あり)

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（鍋嶋 太郎）

次に、日程第 5、議案第82号、入善町農業委員会の平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件についてを議題といたします。事務局から朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案第82号、入善町農業委員会の平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、農林水産省経営局長通知「農業委員会の適正な事務実施について」（平成21年1月23日20経営第5791号）に基づき、平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）を、別紙のとおりとすることについて、当委員会の決定を求める。平成25年5月2日提出、入善町農業委員会会長鍋嶋太郎。

農業委員会活動の公平性や透明性が求められるようになったことから、毎年、前年度の農業委員会活動の点検・評価と、新年度の活動計画を作成し、これを公表することになっています。

流れとしては、2月までに案を作成し、3月の農業委員会で審議した案を町のホームページなどで30日以上期間、公表します。そして、地域の農業者等から意見や要望を募集し、その意見を踏まえて最終的にまとめたものを、5月の農業委員会で決定し、決定したものを再びホームページなどで公表する、という流れになります。

3月の農業委員会で、今回の議案と同様の平成24年度の点検・評価案、平成25年度の活動計画案を審議していただいています。3月の農業委員会では、これらの案を公表することについて決定をいただいたところです。これを受け、町のホームページにおいて、3月18日から4月19日までの1ヶ月間公表し、住民の皆さんからの意見を募集しました。その意見を盛り込んだものが、今回の議案書5ページからの点検・評価案及び活動計画案となっています。今回は、意見を募集した結果をもとに最終的にまとめたこれらの案を、決定していただきたいと思っております。

意見募集の結果としては、議案書の一番最後のページにあります。地域の農業者等からの意見はありませんでした。寄せられた御意見等の総数：0件、全て「該当なし」となっています。

これが点検・評価及び、活動計画の中にどのように反映されているかということ、まず、「平成24年度の点検・評価」の中の「法令事務」については、9ページに意見をまとめる様式になっておりまして、全て「計0件」となっています。

法令事務のうち遊休農地に関する評価と、促進等事務に関する評価については、それぞれ案に対する意見と、意見を踏まえた評価の決定を記載する様式となっており、それぞれの項目について、「意見等」は「計0件」、「目標に対する評価」の決定、「活動に対する評価」の決定は、特に意見がありませんでしたので、「評価の案」をそのまま記載しています。

次に「平成25年度の活動計画」についても、それぞれ案に対する意見と、意見を踏まえた目標及び活動計画を記載する様式となっており、それぞれの項目について、「意見等」は「計0件」、「目標及び活動計画」は、特に意見がありませんでしたので、「目標案及び活動計画案」をそのまま記載しています。

結果として、3月に皆さんに審議していただいた案のままとなっており、このとおり決定してよろし

いか、ということで審議をお願いします。

そして、今回決定されて完成となりますと、再び町のホームページで公表されるということになります。よろしく願いいたします。

議長（鍋嶋 太郎）

それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

活動の点検・評価、活動計画については、住民の皆さんからの意見がなかったということで、案の通りで問題ないと思いますが、点検・評価の項目にあった遊休農地の件で、最後に0.4haだけ残った耕作放棄地について、どうにかしたいものですね。

冒頭に県段階の中間的受け皿の話をしました。これは、担い手への農地集積だけでなく、耕作放棄地対策としても提案されており、所有者不明の耕作放棄地を引き受け、国の負担で基盤整備を行うこととなります。

竹島事務局長

基盤整備は結構なことですが、1つ注意しなければならないのが、全域で土地改良事業を行ってしまうと、農振除外や転用は難しくなるということです。土地改良事業完了後8年経過しないと農振除外は認められませんので、転用予定の土地は、あらかじめ土地改良事業から除外しておくなど、気をつけなければなりません。

福澤委員

耕作放棄地を復旧するといっても、水路等土地改良施設がありますから、土地改良区の賦課金の問題もありますし、基盤整備等復旧作業にかかる費用を誰が負担するかという問題もあるでしょう。解消はなかなか難しいという印象を受けます。

議長（鍋嶋 太郎）

他に何かご意見等はございますか。

それでは、他に意見がないようでしたら採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

異議なしの声によりまして、採決を行います。議案第82号、入善町農業委員会の平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）の決定に関する件について、本案を原案どおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（鍋嶋 太郎）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり決定することといたします。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございますか。また事務局から何かお知らせはありませんか。

事務局

それでは、事務局からお知らせします。

平成26年度農林関係税制改正要望の取りまとめについてです。

昨年は、農業経営基盤強化準備金が期限を迎えることから、制度継続の要望や、対象となる固定資産の拡大等の要望と、消費税率の引き上げに対する対応等の要望を行いました。

結果、農業経営基盤強化準備金について、制度は延長されましたが、対象となる固定資産は拡大されていない状況です。

今年の要望として考えられるのは、1つは、適用期限の切れる特例措置について延長を要望すること、もう1つは、戸別所得補償制度から名称の変わる「経営所得安定対策」の交付金について、新たな制度の下では、交付対象や交付のあり方が大きく変わる可能性があることから、旧制度の継続を要望し、農業経営基盤強化準備金の積み立て対象とするよう要望することが考えられます。

また、消費税について、平成26年4月に8%、平成27年10月に10%に引き上げられることが決定して

いますから、軽減税率の導入や、食料品、農産物の税率ゼロ、簡素な補償制度の創設等の要望が考えられます。

どのような要望がよいか、ご意見をお願いします。

議長（鍋嶋 太郎）

農業経営基盤強化準備金については、これは大変有意義な制度ですから、今年も要望していただきたいと思います。

事務局

準備金については、現在、対象が農用地や農業用機械等だけですので、ビニールハウスや農作業所、農機具庫等建物等についても対象とするよう、今年も要望したいと思います。

すぐにはご意見等も出ないでしょうから、何か考えつきましたら、事務局までご連絡ください。

議長（鍋嶋 太郎）

他にご意見等はございませんか。

（全員 意見なし）

議長（鍋嶋 太郎）

では、他にご意見がないようですので、これをもちまして第22回入善町農業委員会を閉会いたします。次回は、6月10日 月曜日、午後1時30分から行います。

（閉会 午後2時20分）